

山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の設定について

山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。
- (2) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（山形県文化財保護条例の一部改正）
- 2 山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第190条第1項」を「第190条第2項」に、「わが国文化」を「我が国文化」に改める。  
第3条中「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「当つて」を「当たつて」に改める。  
第4条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同項ただし書中「基く」を「基づく」に改め、同条第5項中「教育委員会」を「知事」に改める。  
第5条第1項及び第4項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第5項中「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。  
第6条第1項中「基いて発する教育委員会規則及び教育委員会」を「基づいて発する規則及び知事」に改め、同条第2項中「もつぱら自己に代り」を「専ら自己に代わり」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。  
第7条中「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。  
第7条の2第1項及び第2項並びに第7条の3第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。  
第8条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し、」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。  
第9条中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
第10条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。  
第11条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「基いて発する教育委員会規則及び教育委員会」を「基づいて発する規則及び知事」に改める。  
第12条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「き損し、又は盗みとられる」を「毀損し、又は盗み取られる」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「き損している」を「毀損している」に改め、同条第3項中「基いて」を「基づいて」に改める。  
第13条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第14条第1項中「教育委員会規則で」を「規則で」に、「教育委員会の」を「知事の」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第5項中「教育委員会」を「知事」に、「責」を「責め」に改め、同条第6項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第7項中「き損した」を「毀損した」に、「責に」を「責めに」に改める。

第18条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第19条第1項中「基いてする教育委員会」を「基づいてする知事」に改め、同条第2項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第3項ただし書中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第20条第1項、第2項及び第4項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第21条第1項、第2項及び第5項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第6項中「すべて」を「全て」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第23条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第24条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第25条、第26条第1項及び第27条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第28条第1項中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第29条の2第1項、第29条の3第1項、第29条の4、第30条第1項、第30条の2、第31条第1項及び第32条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第33条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第34条中「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第35条第1項中「教育委員会の」を「知事の」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第36条の2第1項及び第36条の2の2第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の2の3の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損した」を「毀損した」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第36条の2の5第1項中「教育委員会」を「知事」に、「き損する」を「毀損する」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の2の6第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の2の7中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の2の8中「教育委員会の」を「知事の」に改め、「教育委員会に」を削る。

第36条の3及び第36条の5中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条の10中「教育庁」を「観光文化スポーツ部」に改める。

第37条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第39条の2中「教育委員会」を「知事」に改める。

(山形県立博物館条例の一部改正)

3 山形県立博物館条例(昭和46年3月県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第8条中「県教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の一部改正)

- 4 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例(平成5年3月県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第5条第1項第3号及び第2項から第4項まで並びに第6条第3号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 5 山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第49項を第50項とし、第45項から第48項までを1項ずつ繰り下げ、第44項の次に次の1項を加える。

<p>45 山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 次に掲げる県指定史跡名勝天然記念物の現状変更(イからトまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る条例第35条第1項の規定による許可</p> <p>イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>ロ 工作物(建築物を除く。以下このロにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</p> <p>ハ 条例第33条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>ニ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>ホ 建築物その他の工作物(建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。)の除却</p> <p>ヘ 木竹の伐採(県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)</p> <p>ト 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</p> <p>チ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取</p> <p>リ 県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

<p>間における譲受け又は借受け</p> <p>(2) 条例第35条第2項において準用する条例第14条第2項の規定による指示（前号に規定する許可の条件として行われるものに限る。）</p> <p>(3) 条例第35条第2項において準用する条例第14条第3項の規定による停止命令又は許可の取消し（第1号に規定する許可に係るものに限る。）</p>	
--	--

第2条第2項の表中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(経過措置)

- 6 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においてこの条例の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事若しくは知事の委任を受けた者がした処分その他の行為又は知事若しくは知事の委任を受けた者に対してされた申請その他の行為とみなす。

#### 提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務のうち、知事が管理し、及び執行することとするものの範囲を定めるため提案するものである。

議第43号

山形県職員定数条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員定数条例等の一部を改正する条例

(山形県職員定数条例の一部改正)

第1条 山形県職員定数条例(昭和24年8月県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4,057」を「4,084」に、「6,226」を「6,253」に改め、同条第5号中「286」を「270」に改める。

(山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部改正)

第2条 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例(昭和33年4月県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,781」を「5,776」に、「6,552」を「6,547」に、

1,788
-------

を  

1,782
-------

に、

2,271
-------

を 

2,265
-------

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行することに伴い、職員及び学校職員の定数を変更するため提案するものである。

議第44号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第39項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

国立大学法人法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第45号

山形県部設置条例の一部を改正する条例の制定について

山形県部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県部設置条例の一部を改正する条例

山形県部設置条例（昭和34年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「企画振興部」を「みらい企画創造部」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 国際交流及び国際的な人材の活躍の支援に関する事項

第2条第3号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 県民活動に関する事項

第2条第5号中「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に改め、同号ハ中「及び」を「、若者の活躍の支援及び」に改め、同条第7号中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同号イ中「及び工業」を「、工業その他の産業（他部の主管に属するものを除く。）」に改め、同号ロ中「工業立地」を「産業立地」に改め、同条第8号ロを削り、同号ハ中「及び県民活動」を削り、同ハを同号ロとし、同ロの次に次のように加える。

ハ 文化財の保護に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（山形県職業能力開発審議会条例の一部改正）
- 2 山形県職業能力開発審議会条例（昭和37年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第9条中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。  
（山形県固定資産評価審議会条例の一部改正）
- 3 山形県固定資産評価審議会条例（昭和37年10月県条例第50号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「企画振興部」を「みらい企画創造部」に改める。  
（山形県農村地域産業導入審議会条例の一部改正）
- 4 山形県農村地域産業導入審議会条例（昭和46年10月県条例第38号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。  
（山形県青少年健全育成条例の一部改正）
- 5 山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
第23条中「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に改める。  
（山形県産業構造審議会条例の一部改正）
- 6 山形県産業構造審議会条例（平成7年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。  
第1条及び第11条中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。  
（山形県社会福祉審議会条例の一部改正）
- 7 山形県社会福祉審議会条例（平成12年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。  
第9条中「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に改める。  
（山形県大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正）
- 8 山形県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年7月県条例第60号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

(山形県男女共同参画推進条例の一部改正)

- 9 山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月県条例第45号）の一部を次のように改正する。  
第25条中「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に改める。

(子育てするなら山形県推進協議会条例の一部改正)

- 10 子育てするなら山形県推進協議会条例（平成25年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条中「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に改める。

#### 提 案 理 由

県行政組織の機能を強化し、行政の効率的運営を図るため提案するものである。

議第46号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「次号」を「次号及び第4号」に改め、同項第3号中「のまん延」を「（次号において単に「家畜伝染病」という。）のまん延」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

第6条第2項第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給の対象となる作業の範囲を拡大するため提案するものである。

## 議第47号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の  
一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例によ  
り実施機関が知事と協議して定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

給料を支給される非常勤の職員に係る補償基礎額を定めるため提案するものである。

議第48号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第75号の表口の項区分の欄中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同条第1項第163号を次のように改める。

(163) 削除

第2条第1項第164号中「毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第1項の規定に基づく」を削り、「第4条第2項に規定する」を「（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく」に改め、同項第165号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同項第166号を次のように改める。

(166) 削除

第2条第1項第167号中「毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定に基づく」を削り、「第4条第4項に規定する」を「第4条第3項の規定に基づく」に改め、同項第168号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同項第171号を次のように改める。

(171) 削除

第2条第1項第172号中「毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、同項第173号中「第35条第2項」を「（昭和30年政令第261号）第35条第2項」に改め、同項第177号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定申請経由手数料」に改め、同項第178号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関等指定申請手数料」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料取扱者に」を「覚醒剤原料取扱者に」に改め、同項第179号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定証再交付経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定証再交付経由手数料」に改め、同項第180号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関等指

定証再交付手数料」に改め、同項第309号の表中

豚コレラ予防注射

を

豚熱予防注射

に改め、同項第423号の10の表口の項金額の欄中「合計した額」を

「合計した額（共同住宅等の建築物全体の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（人の居住の用に供する部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、(イ)に定める額）」に改め、同欄(ロ)中「当該申請に係る建築物のロビー、管理人室、集会室、屋内廊下、屋外廊下、機械室、電気室、屋内駐車場、廃棄物保管場所及び昇降機の昇降路」を「人の居住の用に供する部分のうち単位住戸以外の部分」に改め、「この号及び次号において」を削り、同表ニの項金額の欄中「合計した額」を「合計した額（複合建築物の建築物全体の設計一次エネルギー消費量の算定に当たり、当該複合建築物の人の居住の用に供する部分の設計一次エネルギー消費量を単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、(イ)及び(ハ)に定める額を合計した額）」に改め、同条第1項第423号の11の表口の項金額の欄中「合計した額」を「合計した額（共同住宅等の建築物全体の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、(イ)に定める額）」に改め、同表ニの項金額の欄中「合計した額」を「合計した額（複合建築物の建築物全体の設計一次エネルギー消費量の算定に当たり、当該複合建築物の人の居住の用に供する部分の設計一次エネルギー消費量を単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、(イ)及び(ハ)に定める額を合計した額）」に改め、同条第1項第423号の12の表の付表第2の備考及び同項第423号の13の表の付表第2の備考中「住宅部分」を「住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、共用部分を除いた部分）」に改め、同項第423号の14の表の付表第1区分の欄中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)又は(3)及びロ(2)又は(3)」に改め、同号の表の付表第2区分の欄中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(ii)又は(3)及びロ(2)又は(3)」に改め、同表の備考中「住宅部分」を「住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、共用部分を除いた部分）」に改め、同項第446号中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第75号の表口の項区分の欄、第163号から第168号まで、第171号から第173号まで及び第446号の改正規定 令和2年4月1日
- (2) 第2条第1項第177号から第180号までの改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

#### 提 案 理 由

高圧ガス保安法の規定に基づく圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査又は容器再検査を受けようとする者等から手数料を徴収する等のため提案するものである。

議第49号

山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例  
山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例（平成30年10月県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金の設置期間を延長するため提案するものである。

## 議第50号

山形県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

山形県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

山形県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例  
山形県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成6年3月県条例第9号）の一  
部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方  
式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機  
による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。

第3条第2項中「記載して」を「記載し、又は記録して」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用  
し、この条例の施行の日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

県議会議員の選挙において候補者が選挙公報に氏名等の掲載を受けようとするときの申請に係る  
掲載文及び写真の添付に当たり、電磁的記録によることができるようにするため提案するものであ  
る。

議第51号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項市町村の欄中「第12号」を「第11号」に改め、「及び第11号」を削り、同表第38項事務の欄第9号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同欄中第14号を削り、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 法第21条の5第2項の規定による動物の種類ごとの数等の届出の受理

第2条第1項の表第38項事務の欄中第43号を第50号とし、第25号から第42号までを7号ずつ繰り下げ、同欄第24号中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号を同欄第30号とし、同号の次に次の1号を加える。

(31) 法第25条第5項の規定による報告の要求及び立入検査

第2条第1項の表第38項事務の欄第23号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同号を同欄第29号とし、同欄第22号中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同号を同欄第28号とし、同欄中第21号を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 法第25条第1項の規定による指導及び助言

第2条第1項の表第38項事務の欄中第20号を第25号とし、同欄第19号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同欄第24号とし、同欄第18号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同欄第20号とし、同号の次に次の3号を加える。

(21) 法第24条の2第1項の規定による勧告

(22) 法第24条の2第2項の規定による措置命令

(23) 法第24条の2第3項の規定による報告の要求及び立入検査

第2条第1項の表第38項事務の欄第17号中「第23条第3項（法第24条の4）」を「第23条第4項（法第24条の4第1項）」に改め、同号を同欄第19号とし、同欄第16号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同欄第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従わなかった旨の公表

第2条第1項の表第38項事務の欄第15号中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号を同欄第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

(15) 法第22条第4項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託

第2条第1項の表第41項事務の欄第9号を第14号とし、同号の次に次の3号を加える。

(15) 法附則第11条第1項の規定による助言及び指導

(16) 法附則第11条第2項の規定による勧告

(17) 法附則第11条第3項の規定による措置命令

第2条第1項の表第41項事務の欄第8号を第13号とし、第7号を第9号とし、同号の次に次の3号を加える。

(10) 法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意

(11) 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成

(12) 法第49条第2項の規定による浄化槽に関する情報の提供の要求

第2条第1項の表第41項事務の欄中第6号を第8号とし、同欄第5号中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同号を同欄第7号とし、同欄第4号の次に次の2号を加える。

(5) 法第11条の2第1項の規定による浄化槽の休止の届出の受理

(6) 法第11条の2第2項の規定による浄化槽の再開等の届出の受理

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第38項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

条例による事務処理の特例として市町村が処理することとする事務の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議第52号

山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和元年12月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第6項中「次項」を「以下この条」に改め、同条中第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 自転車利用者は、その利用しなくなった自転車を廃棄する場合は、適法に行うものとする。

8 自転車利用者は、その利用しなくなった自転車を廃棄以外の方法により処分する場合は、保管、譲渡その他適正な方法により行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

自転車利用者にその利用しなくなった自転車の廃棄を適法に行わせる等のため提案するものである。

議第53号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「は、」を「は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の」に、「法」を「旧法」に、「法」を「食品衛生法（以下「法」という。）」に改める。

第2条中「法」を「旧法」に改める。

別表第3中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に、「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に、「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に、「納豆製造業」を「納豆製造業」に、「めん類製造業」を「麺類製造業」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

提 案 理 由

食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第54号

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
山形県動物の保護及び管理に関する条例（平成12年12月県条例第92号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県動物の愛護及び管理に関する条例

目次中「第6章 雑則（第23条―第24条）」を「第6章 動物愛護管理員（第22条の2）」に、  
「第7章 雑則（第23条―第24条）」を「第7章 雑則（第23条―第24条）」に、

「第7章」を「第8章」に改める。

第1条中「基づき」を「基づく」に、「ついて」を「関し」に改め、「を定めるとともに」を削り、「措置」を「措置その他の動物の愛護及び管理に関し必要な事項」に改める。

第19条中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 動物愛護管理員

第22条の2 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として動物愛護管理員を置く。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第39項事務の欄中「山形県動物の保護及び管理に関する条例」を「山形県動物の愛護及び管理に関する条例」に改める。

提 案 理 由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理担当職員として動物愛護管理員を置く等のため提案するものである。

議第55号

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例  
クリーニング業法施行条例（平成14年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。  
第3条第3号中「9,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

クリーニング師の試験に係る手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第56号

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第9号中「及び第10条第1項」を「並びに第10条第1項及び第3項」に改める。

第10条第1項中「あたらせなければ」を「当たらせなければ」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、第1項の専任の浄化槽管理士に浄化槽の保守点検に関する研修（規則で定めるものに限る。）を受けさせなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第9号の改正規定及び次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に第3条第1項の規定により申請をする者について適用する。

提 案 理 由

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者は、専任の浄化槽管理士に浄化槽の保守点検に関する研修を受けさせなければならないこととする等のため提案するものである。

議第57号

山形県子ども館条例を廃止する条例の設定について

山形県子ども館条例を廃止する条例を次のように制定する。

山形県子ども館条例を廃止する条例

山形県子ども館条例（平成4年3月県条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県子ども館を廃止するため提案するものである。

議第58号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定  
する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例  
山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を  
次のように改正する。

別表中	円 19,500	を	円 18,400	に改める。
	11,600		12,900	
	60,600		62,800	
	8,950		9,060	
	77,600		60,000	
	8,950		9,060	
	50,700		47,800	
	8,950		9,060	
	870		880	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

保健所及び衛生研究所の手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

## 議第59号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部を改正する条例の制定について

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部を改正する条例

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

### 附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

### 提 案 理 由

覚せい剤取締法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第60号

山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針（第3条）
- 第3章 設備及び運営に関する基準（第4条―第19条）
- 第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第2条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握し

なければならない。

- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 第3章 設備及び運営に関する基準

#### （構造設備等の一般原則）

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

#### （設備の専用）

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

#### （職員等の資格要件）

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）について、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

#### （運営規程）

第7条 無料低額宿泊所は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

#### （非常災害対策）

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

#### （規模）

第9条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有しなければならない。

#### （サテライト型住居の設置）

第10条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者に対するサービスの提供に支障がないものとする。

(設備の基準)

第11条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

(職員の配置の基準)

第12条 無料低額宿泊所には、施設長を置かなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、日常生活支援住居施設としての職員の配置の要件を満たさなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、無料低額宿泊所の職員の配置の基準は、規則で定める。

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第13条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居の申込みを行った者（以下「入居申込者」という。）に対し、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、居室の利用に係る契約及び当該契約以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（当該契約期間が1年以内（居室の利用に係る契約については、当該契約が建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による定期建物賃貸借契約を除く。）の場合は、1年）のものに限る。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に制限するような条件を定めてはならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

(サービスの取扱方針)

第14条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が1つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の私生活がみだりに他人に知られ、又は乱されることのないよう配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(衛生管理等)

第15条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第16条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用)

第19条 第11条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第19条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものである。

議第61号

山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例の制定について

山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

山形県医師修学資金等貸与条例（平成17年7月県条例第78号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

山形県医師修学資金貸与条例

第1条中「において、」を「において、医師の確保が必要な地域又は診療科の医師として」に改め、「医師として」及び「又は研修」を削り、「資金」を「資金（以下「修学資金」という。）」に、「もって」を「もって医師の確保が必要な地域又は診療科の医師として」に改める。

第1条の2第7号中「後期研修」を「専門研修」に改める。

第2条中「資金（以下「修学資金等」という。）」を「修学資金」に、「、修学資金等」を「、修学資金」に改め、同条第1号イ中「公立病院等」を「県内の医師の確保が必要な地域における医療機関」に改め、同号ハを削り、同条第2号イ中「公的医療機関の特定診療科」を「県内の医師の確保が必要な診療科」に改め、同条第3号から第5号までを削る。

第3条を次のように改める。

（修学資金の額及び貸与期間）

第3条 修学資金の額は、年額200万円以内とする。

2 修学資金を貸与する期間は、学校教育法第87条第2項に規定する医学を履修する課程の修業年限までとし、かつ、各学年ごとに貸与する期間は、当該各学年の課程を履修する期間以内の期間とする。

第4条の見出し中「休止」を「休止等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与を行わないものとした修学生が復学したときは、当該復学した日以後に同項の規定により貸与を行わなかった期間の分の修学資金を貸与することができる。

第5条中「、修学資金等」を「、修学資金」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「及び後期研修医が修学資金等」を「が修学資金」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「及び後期研修医」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号中「及び後期研修医が修学資金等」を「が修学資金」に改め、同号を同条第4号とする。

第6条第1項中「修学資金等の貸与を」を「修学資金の貸与を」に、「修学資金等に」を「修学資金に」に改め、同項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に、「公立病院等」を「県内の医師の確保が必要な地域における医療機関」に、「公的医療機関の特定診療科」を「県内の医師の確保が必要な診療科」に改め、同項第3号中「修学資金等」を「修学資金」に改め、「、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ」を削り、同条第2項中「、修学資金等」を「、修学資金」に、「最後に修学資金等の貸与を受けた」を「同項各号のいずれかに該当することとなった」に改める。

第7条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第8条第1項中「掲げる修学資金等」を「掲げる修学資金」に、「、修学資金等」を「、修学資金（第6条第1項に規定する利息を含む。）」に改め、同項第1号イ中「公立病院等（臨床研修期間にあっては公的医療機関又は大学病院とし、後期研修の期間にあっては公立病院等又は大学病院とする。以下この号において同じ）」を「県内の医師法第16条の3第1項に規定する臨床研修病院（以下「県内臨床研修病院」という。）」に勤務し、引き続き公立病院等、大学病院その他規則で定

める医療機関等（以下「公立の病院等」という）に改め、「引き続き」、「（臨床研修期間と後期研修の期間を合算した期間）及び「の2分の1に相当する期間（以下「研修可能期間」という。）を超える場合にあっては、臨床研修期間と後期研修の期間を合算した期間は、研修可能期間とする。）が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（当該期間が7年に満たないときは、7年とする。）」を削り、「期間のうち2分の1」を「在職期間（臨床研修期間を除く。）のうち4年（当該期間が9年に満たないときは、3年6月）」に、「が、」を「が、医療法第30条の4第6項に規定する区域その他の」に、「へき地等の公立病院等」を「区域等（以下「医師少数区域等」という。）の医療機関等」に、「期間で」を「期間（以下「指定期間」という。）で」に改め、同イただし書中「該当する」を「該当し、かつ、知事が適当と認める」に、「当該」を「3年（知事が特に必要と認める場合は、3年に規則で定める年数を加えた年数）を限度として当該」に、「公立病院等」を「公立の病院等」に改め、同イ(イ)中「大学院」を「学校教育法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）」に改め、同イ(ロ)中「規則で定める県外」を「県外又は外国」に、「（研修期間が1年以内のものに限る。）を受けている」を「を受け、又は勤務している」に改め、同イ(ハ)中「後期研修（公立病院等における後期研修にあっては、当該後期研修のうち研修可能期間）を「専門研修（当該専門研修のうち修学資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間）」に、「に相当する」を「及び指定期間に相当する」に、「部分」を「部分に限る。」に、「知事が適当と認める場合に限る」を「(イ)又は(ロ)に該当する場合を除く」に改め、同イ(ニ)中「理由」を「理由その他知事が特に認める理由」に、「公立病院等」を「公立の病院等」に改め、同項第2号イ中「公的医療機関の特定診療科（臨床研修期間にあっては公的医療機関又は大学病院とし、後期研修の期間にあっては公的医療機関の特定診療科又は大学病院）を「県内臨床研修病院に勤務し、引き続き公的医療機関の特定診療科、大学病院の特定診療科その他規則で定める医療機関」に、「後期研修を受ける期間が3年以内の場合に限る。）とする。以下この号において同じ」を「以下「公的な医療機関の特定診療科」という」に、「引き続き在職期間」を「在職期間（大学病院の特定診療科に勤務した場合にあっては、3年を限度とする。）」に改め、同イただし書中「該当する」を「該当し、かつ、知事が適当と認める」に、「当該」を「3年（知事が特に必要と認める場合は、3年に規則で定める年数を加えた年数）を限度として当該」に、「公的医療機関」を「公的な医療機関」に改め、同イ(ロ)中「規則で定める県外」を「県外又は外国」に、「（研修期間が1年以内のものに限る。）を受けている」を「を受け、又は勤務している」に改め、同イ(ハ)中「理由」を「理由その他知事が特に認める理由」に、「公的医療機関」を「公的な医療機関」に改め、同項第3号から第5号までを削り、同条第2項中「規則で定めるへき地等の公立病院等」を「医師少数区域等の医療機関等」に、「公的医療機関」を「公的な医療機関」に改め、同条第3項中「公的医療機関」を「公的な医療機関」に、「規則で定めるへき地等の公立病院等」を「医師少数区域等の医療機関等」に改め、同条第4項中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第9条中「修学資金等」を「修学資金」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 偽りその他不正の行為により前条第1項第1号イただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）又は同条第1項第2号イただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたことが明らかとなったときは、修学資金の貸与を受けた者は、貸与を受けた額に14.5パーセントを乗じて得た額を県に納付しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第2条第1号に掲げる地域医療従事医師確保修学資金又は同条第2号に掲げる特定診療科医師確保修学資金（以下「地域医療従事医師確保修学資金等」という。）の

貸与を受けている者に係る地域医療従事医師確保修学資金等の利息の計算については、なお従前の例による。

- 3 改正後の山形県医師修学資金貸与条例第9条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する偽りその他不正の行為があった場合の地域医療従事医師確保修学資金等の違約金について適用する。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の山形県医師修学資金等貸与条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第3号に掲げる山形大学医学部修学資金（以下「山形大学医学部修学資金」という。）の貸与を受けている者に対し、当該者が国立大学法人山形大学医学部の医学を履修する課程に在学する間は、山形大学医学部修学資金を貸与することができる。
- 5 前項の規定により貸与する山形大学医学部修学資金については、当該山形大学医学部修学資金の貸与を受けている者の同意を得て、地域医療従事医師確保修学資金等とすることができる。この場合においては、附則第2項及び附則第3項の規定を準用する。
- 6 施行日前に貸与され、又は附則第4項の規定により貸与する山形大学医学部修学資金の貸与の対象者、額及び貸与期間、貸与の休止、貸与の打切り、返還、返還の猶予、返還の免除並びに違約金については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に貸与された改正前の条例第2条第4号に掲げる短期修学資金及び同条第5号に掲げる後期研修医研修資金の返還、返還の猶予、返還の免除及び違約金については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

医師に係る修学資金の貸与の要件を変更する等のため提案するものである。

議第62号

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

4,800円	を	5,300円	に改め、
4,400円		4,900円	

同別表第2項の表中

1,200円	を	2,700円	に改める。
--------	---	--------	-------

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

山形県産業創造支援センターの使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第63号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中 

15,100円
15,600円

 を 

15,300円
16,200円

 に、 

17,900円
---------

 を 

18,700円
---------

 に、

680円
1,670円
4,900円
2,600円

 を 

720円
1,680円
5,070円
2,620円

 に、 

1時間	5,720円
-----	--------

 を

1時間	5,780円
-----	--------

 に改め、同表の備考第2項中「15,100円」を「15,300円」に、「2,250円」を「2,280円」に改め、同備考第3項中「1,150円」を「1,160円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中 

17,900円
---------

 を

18,700円
---------

 に改める部分は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料について、額の適正化を図るため提案するものである。

議第64号

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

第1条 山形県高度技術研究開発センター条例（平成6年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表2設備の項の表中

9,770円	を	8,900円	に改める。
15,550円		16,010円	

第2条 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を次のように改正する。

別表2設備の項の表中

8,900円	を	7,020円	に改める。
--------	---	--------	-------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

計測分析設備の一部を廃止することに伴い、当該設備に係る使用料の上限額を引き下げるとともに、加工設備に係る使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第65号

山形県県民会館条例を廃止する条例の設定について

山形県県民会館条例を廃止する条例を次のように制定する。

山形県県民会館条例を廃止する条例

山形県県民会館条例（昭和39年3月県条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県県民会館を廃止するため提案するものである。

議第66号

山形県流域下水道事業の設置等に関する条例の設定について

山形県流域下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

山形県流域下水道事業の設置等に関する条例

(設置等)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置する。

2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和2年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第2条 流域下水道事業の用に供する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。）の名称、処理区及び1日の最大処理水量は、次のとおりとする。

名称	処理区	1日の最大処理水量（立方メートル）
最上川流域下水道	村山処理区	28,400
	置賜処理区	19,500
	山形処理区	91,000
最上川下流流域下水道	庄内処理区	15,300

(重要な資産の取得及び処分)

第3条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件の面積が2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員（以下「職員」という。）の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第5条 流域下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が7千万円以上のもの及び法律上累の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第6条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度、4月

1 日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定に基づき流域下水道事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 職員の県民税及び市町村民税に係る現金の出納及び保管に関する事務

(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務

(3) 支出負担行為に関する確認に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(山形県流域下水道事業特別会計条例の廃止)

2 山形県流域下水道事業特別会計条例（昭和62年3月県条例第12号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の属する事業年度における法第40条の2第1項の規定に基づく業務の状況を説明する書類の作成については、第6条第2項中「ともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を」とあるのは「ともに」と、「をそれぞれ」とあるのは「を」と読み替えるものとする。

提 案 理 由

流域下水道事業に地方公営企業法の規定のうち財務規定等を適用するため提案するものである。

議第67号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県空港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項及び第4項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形空港に係る着陸料を10分の1とする路線並びに山形空港及び庄内空港に係る着陸料を徴収しない路線について、これらの措置を延長するため提案するものである。

議第68号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 東ふ頭交流施設 酒田港の港湾施設のうち「東ふ頭交流施設」の名称をもつて第1号に規定する公示がなされた休憩所をいう。

第16条第1項中「第8号」を「第9号」に、「第1号ホ加茂港緑地の項」を「第1号へ加茂港緑地の項」に改める。

第26条の2第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 東ふ頭交流施設

イ 開館時間は、1日当たり7時間以上とすること。

ロ 休館日は、年間53日以下とすること。

別表第1号イ酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項中「酒田北港緑地」を「酒田北港緑地、東ふ頭交流施設」に改め、同号中へ鼠ヶ関マリーナの項をト鼠ヶ関マリーナの項とし、ホ加茂港緑地の項をへ加茂港緑地の項とし、ニ第2酒田プレジャーボートスポットの項をホ第2酒田プレジャーボートスポットの項とし、ハ第1酒田プレジャーボートスポットの項をニ第1酒田プレジャーボートスポットの項とし、ロ酒田北港緑地の項の次に次のように加える。

ハ 東ふ頭交流施設

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
休憩所	1平方メートル1月につき	3,000円	使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項に規定する指定港湾施設（東ふ頭交流施設に限る。）の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

新たに設置する東ふ頭交流施設の使用料を定めるとともに、当該施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため提案するものである。

議第69号

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「たてなければ」を「立てなければ」に改め、同条第2項中「県内」を「県内（当該連帯保証人が入居決定者の3親等内の親族である場合は、国内）」に改める。

第24条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第24条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

提 案 理 由

入居決定者の3親等内の親族が連帯保証人となる場合の当該連帯保証人の要件を緩和する等のため提案するものである。

議第70号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
市町村立学校	人 5,781	人 338	人 64	人	人	人 355	人	人 14	人 6,552
県立中学校	17	1				1		1	20
県立特別支援学校	792	26		69	23	50		65	1,025
県立高等学校	1,788	53			150	153	13	114	2,271

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更するため提案するものである。

議第71号

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 山形県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年12月県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(山形県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 山形県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年12月県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。